

令和5年5月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納 付 ・ 提 出 期 限		提 出 先
1	源 泉 所 得 税 (令和5年4月分)	納付期限	令和5年5月10日(水)	税 務 署
2	法人税・消費税等 (令和5年3月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和5年5月31日(水)	税 務 署
3	法人住民税・法人事業税 (令和5年3月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和5年5月31日(水)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和5年9月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和5年5月31日(水)	税 務 署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和5年9月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和5年5月31日(水)	都道府県知事 ・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

免税事業者からインボイス発行事業者になる負担軽減措置（2割特例）

「特例適用対象期間」

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

「制度の概要」

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額とすることができることとなりました。

特別控除税額の計算

売上に係る消費税額 × 2割 = 納付消費税額

「届出不要」

2割特例は事前の届出が不要です。

「2割特例との選択適用」

一般課税、簡易課税のどちらかを選択していても2割特例を申告時に選択適用することができます。

「二戸のイルカの化石・・・イルカの祖先に近い新種」

二戸市で発見されたイルカの頭部の化石が、イルカの祖先に近いケントリオドン科の新種であることが国立科学博物館などの研究で明らかになった。1600万年から1500万年前頃に生息していた。これまでの種より原始的な特徴を残している。（二戸歴史民俗資料館に常設展示されている。）